

(案)

令和4年東京都公衆浴場入浴料金統制額について

本協議会は、知事から検討を依頼された令和4年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民の生活の安定を図る観点のほか、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、総合的な見地から慎重な協議を行った。

1 入浴料金統制額の試算結果

入浴料金統制額の試算は、都内の標準的な公衆浴場を選定して会計調査を実施し、その経営状況を把握した上で、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式により行った。

その結果、新型コロナウイルスの感染拡大による利用者の減少に伴い、入浴料金収入が減少したことが影響して、推定所要引上げ率は18.108%と算定され、大人料金で、現行の480円との乖離額が87円になるとの試算結果となった。

2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項

(1) 直近の入浴料金統制額の改定は、令和3年8月に行った。新型コロナウイルス感染収束に向けてワクチン接種が本格化し始め、今後、社会生活平常化も期待されることから、大人料金のみ10円の引上げを実施した。なお、これ以前の改定は、消費税率が引き上げられた令和元年及び平成26年であり、消費税率の引上げを契機とするもの以外の改定としては、平成21年以降の実施となった。

(2) 昨年8月来のOPECプラスの協調減産に加えて、最近では石油や天然ガスの主要産出国であるロシアのウクライナ侵攻などによる社会状況の影響により、昨年末頃から13年ぶりといわれる原油価格の高騰が続いている。

経費に大きな割合を占める燃料費の高騰は、公衆浴場の経営を直接的に悪化させ、自家風呂の普及、経営者の高齢化、施設設備の老朽化などを理由とした転廃業が続く業界に追い打ちをかけている。

(3) 原油価格の高騰に伴い、ガソリン価格に続いて諸物価も上がり始めており、都民生活へ大きな影を落としている。コロナ禍により収入が減少している都民も依然と数多く発生している状況において、入浴料金の引上げは、家計への影響が大きい。

3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論

本協議会は、上記1及び2を踏まえ、入浴料金統制額を改定すべきかどうかを総合的に検討した結果、現下の社会経済情勢や厳しい経営環境の中で、公衆浴場経営を維持するために、改定は止むを得ないものと判断した。

乖離幅はかつてない大きな額となったが、本年の改定は、昨年に引き続いての引上げとなることから、都民の負担にも配慮して引上げ額は小幅に抑えることが望ましい。

また、「ウィズコロナ」の定着により経済は緩やかに回復の兆しをみせていることを考慮し、大人料金を20円の引上げに止めるとともに、中人料金と小人料金についても、平成12年来据え置いてきたためそれぞれ20円引き上げることが適当であると

の結論に至った。

4 協議会意見

公衆浴場業界は、公衆浴場の地域における交流拠点としての役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、利用者サービスの一層の向上や新規利用者拡大のため、次のことについて取り組むよう、本協議会として意見を表明する。

- (1) 公衆浴場組合員が一丸となった取組により、無料で使えるボディソープやシャンプー等の常備率について、8割以上を維持している。また、ホームページやSNS、PR動画を活用し、若者や外国人向けに公衆浴場の魅力を積極的に発信して、新たな利用者拡大にも努めてきた。こうした努力を高く評価するとともに、今後もこうしたサービスや取組を維持・向上、発展させ、我が国の入浴文化や銭湯ならではの魅力を広めていくこと。
- (2) コロナ禍により、一度は途絶えた国を跨ぐ人流であるが、今後は、世界情勢に沿うかたちで出入国が緩和される方向である。再び国内外から多くの観光客が東京を訪れる日の到来を見据え、例えば、キャッシュレス決済、混雑情報の発信、地域の魅力ある資源や住民も巻き込んだ企画などについて、デジタル技術も活用しつつ、利用者ニーズや利便性に配慮した様々なサービスや事業の実施に努めること。
- (3) 公衆浴場が地域に根差した拠点施設としてその役割を果たしていくため、ミニデイサービスや区市と連携した健康体操等の健康増進事業、子供や認知症高齢者の見守り等コミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化の促進、使用燃料の都市ガスクリーン化や照明器具のLED化及び太陽光パネル設置等エネルギー利用の高効率化・最適化による二酸化炭素排出削減などについて、1軒でも多くの公衆浴場が取り組むことができるよう、浴場組合として積極的に支援すること。
- (4) 混雑状況等を勘案し、利用時間帯や利用形態等に応じて料金に差をつけたり、地域の実情や各浴場の特長等を踏まえて浴場ごとに料金を設定したりするなど、統制額の趣旨に鑑み、従来とは異なる柔軟な取組を図ること。
- (5) 今回の統制額の改定に伴い、入浴料金を引き上げた場合は、経済不況下における2年連続の入浴料金見直しとなる。そのため、利用客数や利用客の反応など、引上げが及ぼす影響については、これまでも増して丁寧に把握すること。
加えて、公衆浴場を生活に欠かせないものとしている利用者の期待に応えるため、「入浴料金の引上げ」を唯一の経営戦略とすることなく、例えば、統制額より低い料金でも経営が成り立つよう、地域性を活かした他業種との連携や、利用者ニーズのさらなる掘り起こしを図るなど、多様な対処法を構築し、強い経営力を獲得すること。